

平成 23 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 義憲
(JASDAQ・コード 2156)
問合せ先 執行役員総務本部長 青木 均
電話 087-825-1156

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 23 年 11 月 15 日より本公開買付けを実施してまいりましたが、平成 23 年 12 月 13 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 自己株式の公開買付けの結果について

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

セーラー広告株式会社 香川県高松市扇町二丁目 7 番 20 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 23 年 11 月 15 日（火曜日）から平成 23 年 12 月 13 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 23 年 11 月 15 日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたしました。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(4) 買付け等の価格

1 株につき、135 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日 平成 24 年 1 月 10 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりであります。

（イ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額につきましては、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記 i の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算いたします。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算いたします。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額につきましては、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

（1）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
普通株式	2,378,800 株	2,150,000 株

（2）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数(2,150,000株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部

分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限といたします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものといたしました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

セーラー広告株式会社 香川県高松市扇町二丁目7番20号
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得した期間 | 平成23年11月15日から平成23年12月13日まで |
| (2) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 取得した株式の総数 | 2,150,000株
(注) 発行済株式総数に対する割合 35.37%
(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 290,250,000円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料他諸経費は含まれておりません。 |
| (5) 取得方法 | 公開買付けの方法による |

なお、本公開買付けをもって平成23年11月14日開催の取締役会において決議いたしました会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

III. その他

本公開買付けにより、主要株主の異動が生じる予定です。当該事項に関しましては、本日別途公表しており、**「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」**をご参照下さい。

(ご参考) 平成23年11月14日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,151,000株(上限)
(平成23年9月30日現在の発行済株式総数(自己株式等を含む)に対する割合35.39%(小数点以下第三位を四捨五入)) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 290,385,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成23年11月15日から平成24年1月31日まで |

以上